

## 厚生労働省審議会傍聴報告

厚生科学審議会感染症部会の委員会「第3回麻しん・風しんに関する小委員会」が平成30年5月11日(金)に開催され、審議および報告が行われました。本委員会では、沖縄県や愛知県で起きている麻しんの流行が東京に拡大したことが確認されるなど、全国で本年の患者数が100人以上となっていることから、乳幼児や妊婦などが感染した場合のリスクが高いとして、医療機関や保育施設で従事している関係者に積極的にワクチン接種することなどが検討されました。今後、児童福祉施設や医療機関に対し関係者の予防接種を徹底通知するとともに、麻しん予防指針に盛り込まれることになっています。

### ○麻しん・風しんに関する特定感染症予防指針の見直しについて

#### 1)麻しんについて

##### 麻しんの排除状態

- ・平成27年3月27日、WHOより、日本は排除状態にあると認定された。  
排除状態とは；適切なサーベイランスの下、土着株による麻しんの感染が3年間確認されないこと、または遺伝子解析によりそのことが示唆されること。
- ・麻しん発生報告の年次推移；平成27年 35例、平成28年 159例、平成29年 189例、平成30年5月2日現在 102例

#### 2) 沖縄県における麻しん集団発生の状況(5月10日時点)

- ・初発例は台湾から沖縄への観光客(30代男性)が接触した人や、施設を利用した人たちから麻しん発症例が報告された。(5月8日までに92例)。その後、沖縄推定感染地とする麻しん患者が、愛知県、東京都で報告された。
- ・4月26日には、GWにあたり人の移動が活発になることを踏まえ、注意喚起の通知を发出し、海外渡航者への注意喚起を含めて、自治体や関係省庁に周知徹底。
- ・本事例の特徴：初発例が海外からの帰国者でなく、旅行客であること。初発例が感染期間に観光地や大型商業施設を利用したこと。沖縄県は全都道府県のうち定期予防接種が最も低いため、感染の危険性が高いことである。

#### 3) 麻しんの対策に使用するワクチン等について

- ・麻しんに関する特定感染症予防指針(平成19年厚生労働省告示第422号)によると、「感染力が非常に強い麻しん対策として、最も有効なのは、その発生の予防である。」「麻しんの接種に用いるワクチンは、風しん対策の観点も考慮し、原則として、麻しん・風しん混合ワクチンとするものとする。」となっており、
- ・現在もこの指針で接種している麻しん・風しん混合ワクチンについて、需給状況の見込みについて、全国的にワクチン不足は生じない見込みである。

### ○麻しん・風しん指針改正の方向性(案)

#### 改正の主なポイント

#### ①定期予防接種実施率向上に向けた対策の強化

- ・都道府県に設置されている麻しん風しん対策会議は、各市町村の接種率を評価し、第1期・第2期それぞれの接種率が95%になるように提言を行う。

#### ②児童福祉施設、医療機関等における対策の強化

- ・麻しん・風しん指針両方において、0歳児や予防接種不可能な者に接する機会が多い者に対し、特に強く予防接種を推奨する旨の記載を追加してはどうか。

#### ③輸入症例への対策の強化

- ・麻しん、風しん指針両方において、海外からの渡航者と接する機会が多い職業(空港の従業員等)に対する予防接種を推奨するとともに、海外に渡航する者等のうち、罹患歴又は予防接種が明らかでない者に対し、予防接種を推奨する趣旨の記載を追加してはどうか。

#### ④風しん抗体検査から予防接種への結びつけ

約9割の自治体で風しん抗体検査が行われているものの、自治体アンケートによると、助成事業で行った抗体検査結果を把握している自治体は75%であり、その中では、風しんの抗体検査でワクチン接種が必要とは判断された者のうち、予防接種を受けているのは約1/3にとどまっている。風しん指針において、「抗体検査の結果、陰性又は判定保留の結果が出た場合に、確実に予防接種に結びつけることが重要である」趣旨の記載を追加してはどうか。

#### ○まとめと今後の予定

以上の意見等を踏まえ、近く、自治体に通知するほか、数回の委員会を経て本年度中に麻しん・風しんの予防指針の改正を行う。

本審議の内容の詳細については、小児科臨床 71 巻第 7 号に掲載しています。

本件の関わる資料の詳細は厚生労働省ホームページ参照

<http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi2/0000205817.html>

(編集部)